

大和市告示第65号

大和市中小企業融資制度利子補給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市中小企業融資制度利子補給要綱の一部を改正する要綱

大和市中小企業融資制度利子補給要綱（平成21年大和市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、」を加える。

別表第1大和市中小企業事業資金の項中「30%」を「30パーセント」に、「40%」を「40パーセント」に改め、同項に次のように加える。

大和市小口零細企業資金	30パーセント以内で市長が定める率	36月
-------------	-------------------	-----

別表第1大和市中小企業緊急支援資金の項中「50%」を「50パーセント」に改め、同表大和市起業支援資金の項中「30%」を「100パーセント」に改め、同表大和市小口零細企業資金の項を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。